

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No． 5
【根拠条文】	法第27条の25第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 井上 広樹、同 石塚 洋之
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成24年 8 月 2 日
【提出日】	平成24年 8 月 8 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が 1 % 以上減少したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社新生銀行
証券コード	8303
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サターンⅣサブ・エルピー (Saturn IV Sub L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート87、ウォーカーハウス ウォーカーズ・エスピービー・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY 1-9002, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	-
職業	-
勤務先名称	-
勤務先住所	-

【法人の場合】

設立年月日	2007年10月29日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ (J. Christopher Flowers)
代表者役職	ジェネラル・パートナー サターンⅣジーピー・エルピー ジェネラル・パートナー ケイマンⅣ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 取締役 (Director of Cayman IV (Cayman) Exempt Ltd., the general partner of Saturn IV GP L.P., the general partner of the submitter)
事業内容	ケイマン諸島のエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。）の下で創設されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップが従事することのできるあらゆる合法的な行為に従事すること

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 吉良 宣哉
---------------	---

電話番号	03-3288-7000
------	--------------

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）	342,840,739		
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 342,840,739	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O + P + Q - R - S）	T 342,840,739		
保有潜在株式の数 （A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年6月20日現在）	V 2,750,346,891
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U + V) × 100）	12.47％
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	14.94％

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外 取引の別	取得又は 処分の別	単価
平成24年 8 月 2 日	株券	56,836,000	2.07	市場外	処分	リミテッド・パートナーへの分配

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

サターン サブ・エルピーは、平成23年 9 月29日に、ニューヨークメロン信託銀行株式会社との間で、自らを委託者兼受益者とする信託契約を締結しました。当該信託契約においては、サターン サブ・エルピーは、自らが指定する日に、自ら指定する数量の株券等を信託財産に移転することが規定されています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	139,406,622
借入金額計（X）（千円）	0
その他金額計（Y）（千円）	0
上記（Y）の内訳	該当事項はありません。
取得資金合計（千円）（W + X + Y）	139,406,622

【借入金の内訳】

該当事項はありません。

【借入先の名称等】

該当事項はありません。